

広島県告示第六百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
土砂災害の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因		
土石流	土石流	広島県世羅郡世羅町大字東上原及び同郡世羅町大字川尻地内	表区域の示す区域
次の図のとおり	次の図のとおり		区域の名称
別迫川右支川(九二四六)	土石流		の自然現象の原因となる土砂災害の発生原因
次の図のとおり			号三律の土戒定第区域三推砂区す九域で行政進災域の定令に害等土砂二示め第関防に害等土砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。